

外貨建生命保険を ご検討のお客さまへ

「ご契約に際しての重要事項—注意喚起情報」等の記載に加え、
特に以下の点についてもご確認ください。



「生命保険」契約であり、預貯金とは異なります。

- ・生命保険の主な目的は、お客さまの死亡・年金等の保障と、中長期にわたる資産形成です。
- ・短期的、かつ、過度な利殖追求を期待できるものではありません。
- ・積立利率・基準利率は、預貯金の金利とは異なります。
- ・元本保証がないこと、流動性の点等で、預貯金とは異なります。



ご契約者・保険金受取人には為替変動によるリスクが伴います。

- ・円安時には、円貨ベースでの払込保険料(円入金特約・保険料円入金特約)の上昇リスクがあります。
- ・円高時には、円貨ベースでの保険金額や解約返戻金額等の減少リスクがあります。



通貨交換の時期・レート of 具体的な推奨は行いません

- ・生命保険募集人は、以下のような助言をお客さまへ行うことは禁止されています。
- 将来の保険料に充当する円貨を外貨に交換する時期や交換レートについて断定的な判断を示すこと、また確実であると誤解される表示・説明をすること
- 保険金や解約返戻金等を外貨から円貨に交換する時期や交換レートについて断定的な判断を示すこと、また確実であると誤解される表示・説明をすること
- 「今のうちに今後の保険料を外貨に替えておいた方がよいです！」等とお勧めすること



将来の運用成果や断定的な判断の提供は行いません

- ・予定利率を超える将来の積立金の運用成果や、為替の動向は確定したものではありませんので、生命保険募集人がそれらについて断定的な判断、助言を行うことは禁止されています。
- ・保険金や解約返戻金等は、円貨ベースでの支払い額は保証されません。



外貨建保険料の収納経路についてご注意ください

- ・保険料収納経路(外貨口座振替・クレジットカード払い・円口座振替)や払込方法(月払・一時払等)について、お客さまの利用される経路、払込方法等の違いにより、手続きや責任開始日が異なります。
- (例)月払契約で「円入金特約」を付加した場合、第2回目以降の保険料の為替の換算基準日は、払込期月の13日*となり、保険料口座振替日は払込期月の27日*です。*(指定)金融機関が休業日の場合は翌営業日

「適合性の原則」が適用されます

- ・お客さまの金融商品にかかる**知識**や**ご経験**、および、お客さまの**財産の状況**や**保険加入の目的**等に応じた適切な保険商品をご提案しています。特に**外貨建生命保険は、為替変動による影響等、円建ての保険商品に比べてリスクが大きいことから「特定保険契約」として準用金融商品取引法に基づき、お客さまには、保険商品にかかるリスクを十分にご理解いただいた上でのご契約をお願いしています。**
- ・生命保険は、長期運用の資産であり、お客さまにとっての余裕資金でのご契約になりますよう、経済環境や資金状況を総合的に判断していただく必要があります。
- ・ご提案する保険商品がお客さまに適切ではないと判断した場合、ご契約やそのお申込み内容を制限させていただくことがあります。

■お問い合わせ先



為替相場の変動リスクなどについて、
動画でご確認いただけます
<https://www.metlife.co.jp/products/fx/movi>